

テクノロジーを活用した業務効率化 事業費補助金について

山梨県 福祉保健部 健康長寿推進課

令和7年6月23日



1. 補助事業の概要

- ・対象となる事業所・施設等
- ・事業内容
- ・補助要件

2. Q & A

3. 補助事業のスケジュール



1. 補助事業の概要



1. 補助事業の概要－対象となる事業所・施設等



○介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）

（R7追加）

○老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム



1. 補助事業の概要－事業内容

県の要綱改正後、
県ホームページ等へ掲載



令和7年度 県予算額 2億円

R6年度末の要望調査を踏まえ、
R7.6補正で2億5,800万円余を
追加要求

補助事業	(1)介護テクノロジー等導入支援		(2) パッケージ型 導入支援	(3)導入支援と 一体的に行う 業務改善支援
	介護テクノロジー	(うち 介護ソフト)		
補助率	3/4		3/4	3/4
補助内容・ 上限額	「重点分野に該当する介護 テクノロジー」の考え方 ○移乗支援・入浴支援 100万円 ○上記以外 30万円 (いずれも×導入台数)	○事業所の職員数 1～10人 100万円 11～20人 150万円 21～30人 200万円 31人～ 250万円	1,000万円 ※導入に伴う通信環境 整備も対象	45万円
要件等	・原則、「TAIS」選定機器 ・同一目的の機器導入の 場合、1機種に限る	・記録、情報共有、請求業務 等を一貫貫通で行うことが 可能であること	・(1)「介護業務支援」 に該当するものと連動 することで効果が高ま るテクノロジーの導入	・相談窓口等による業 務改善支援 ・生産性向上の取組 に関する研修・相談



(1)介護テクノロジー等導入支援

- ・ア 重点分野に該当する介護テクノロジー

経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等を対象

⇒ (公財)テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム」(略称:TAIS)に「介護テクノロジー」として選定された機器が補助対象。

- ・イ その他

ア以外に実施主体(山梨県)が判断した機器等を対象

⇒ 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、

かつ、

介護サービスの質の向上につながるもの



1. 補助事業の概要 ー重点分野に該当する介護テクノロジー



厚生労働省「介護テクノロジー利用の重点分野」について

(参考) 介護テクノロジー利用の重点分野の全体図と普及率



●9分野16項目
(3分野追加)

- ・機能訓練支援
- ・食事・栄養管理支援
- ・認知症生活支援・
認知症ケア支援

「福祉用具情報システム」
(略称:TAIS)
(公財)テクノエイド協会
に「介護テクノロジー」として
選定された機器を、原則
として補助対象とする。



(1)介護テクノロジー等導入支援

- ・ア 重点分野に該当する介護テクノロジー

＜補助率＞ 補助対象事業費総額の3/4 又は 導入機器の補助基準額の合計額の
うち少ない方の額

＜導入機器の補助基準額＞

○移乗支援(装着型・非装着型)・入浴支援の機器 → 100万円/台

○介護業務支援に該当す介護ソフト →

1～10人	100万円
11～20人	150万円

(事務所職員数に比例)

※R7中にケアプランデータ連携システム	21～30人	200万円
により5事業所以上とデータ連携する	31人～	250万円

場合は、基準額に5万円加算

○上記以外の項目の機器 → 30万円/台



(1)介護テクノロジー等導入支援

<その他経費>

○導入する機器等と一体的に使用するための情報端末(PC, タブレット端末)については、**1台あたり10万円以内**の範囲で補助可

※この場合の情報端末の導入台数は必要最小限度とし、導入する機器の台数を超えてはならない。

○機器等の導入に付帯して必要となる経費

例) 搬入、設置に関する工事費

介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境整備に要する経費

保守経費(クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策等)

使用ライセンスに要する経費(ただし、導入年度分のみ) など

○レンタルやリースによる導入の場合の費用

※この場合は導入年度分のみが補助対象となる点に留意



(1)介護テクノロジー等導入支援



<算出例>

排泄支援(動作支援)の機器(1台50万円)を4台導入する場合

- ・機器本体に要する経費:200万円(50万円×4台)
- ・取り付け工事費:30万円
- ・機器の設置に関する事前レンタル及びメーカーの説明経費:10万円

⇒ (補助対象事業費総額の3/4)

$$200\text{万円} + 30\text{万円} + 10\text{万円} = 240\text{万円} \times 3/4 = 180\text{万円}$$

(導入機器の補助基準額の合計額)

$$30\text{万円(機器)} \times 4\text{台}$$

$$= 120\text{万円}$$

少ない方
で算定

⇒ 120万円(補助額)



(1)介護テクノロジー等導入支援



・ア 重点分野に該当する介護テクノロジー

経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等を対象

⇒ (公財)テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム」(略称:TAIS)に「介護テクノロジー」として選定された機器が補助対象。

・イ その他

ア以外に実施主体(山梨県)が判断した機器等を対象

⇒ 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、
かつ、

介護サービスの質の向上につながるもの



(1)介護テクノロジー等導入支援



- ・イ その他

＜補助率＞ 補助対象事業費総額の3／4 又は 導入機器の補助基準額の合計額の
うち少ない方の額

＜導入機器の補助基準額等＞

○100万円/台

＜その他経費＞

「ア 重点分野に該当する介護テクノロジー」と同じ



(1)介護テクノロジー等導入支援



<判断基準>

○国通知に例示されている介護テクノロジー

- ・移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器(床走行式リフト等)
- ・生産性向上に資する福祉用具(例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等)
- ・職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器(インカム等)

○重点項目には無いが、過去に山梨県が補助対象とした機器のうち、今回の要件を満たすもの

○介護ソフトについては、「介護ソフトの要件」(P.16)を満たすものであること

⇒ これら以外の機器の協議があった場合については、**全て個別具体的に確認をして判断**することとします。



1. 補助事業の概要(事業内容)

県の要綱改正後、
県ホームページ等へ掲載



令和7年度 県予算額 2億円

R6年度末の要望調査を踏まえ、
R7.6補正で2億5,800万円余を
追加要求

補助事業	(1)介護テクノロジー等導入		(2) パッケージ型 導入支援	(3)導入支援と 一体的に行う 業務改善支援
	介護テクノロジー	(うち 介護ソフト)		
補助率	3/4		3/4	3/4
補助内容・ 上限額	「重点分野に該当する介護 テクノロジー」の考え方 ○移乗支援・入浴支援 100万円 ○上記以外 30万円 (いずれも×導入台数)	○事業所の職員数 1～10人 100万円 11～20人 150万円 21～30人 200万円 31人～ 250万円	1,000万円 ※導入に伴う通信環境 整備も対象	45万円
要件等	・ 原則、「TAIS」選定機器 ・ 同一目的の機器導入の 場合、1機種に限る	・ 同左 ・ 記録、情報共有、請求業務 等を一貫貫通で行うことが 可能であること	・ (1)「介護業務支援」 に該当するものと連動 することで効果が高ま るテクノロジーの導入	・ 相談窓口等による業 務改善支援 ・ 生産性向上の取組 に関する研修・相談

(2) パッケージ型導入支援

- (1)の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の補助

<要件>

- 導入する介護テクノロジーに「**介護業務支援**」の項目のものが含まれていること
- 重点項目のうち**複数の項目**が含まれていること
(なお、「介護業務支援」の項目に該当する機器のうち複数でも可)

<補助率>

補助対象事業費総額の3/4 又は 1,000万円の うち**少ない方**の額

<その他経費>

通信環境整備にかかる経費も補助対象



(2)パッケージ型導入支援

<介護ソフトの要件>

○記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること
(転記等の業務が発生しないものであること)

○介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい

※機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考

(居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所の場合は以下の要件も具備)

○国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、

- ①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、
- ②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。



1. 補助事業の概要(事業内容)

県の要綱改正後、
県ホームページ等へ掲載



令和7年度 県予算額 2億円

R6年度末の要望調査を踏まえ、
R7.6補正で2億5,800万円余を
追加要求

補助事業	(1)介護テクノロジー等導入		(2) パッケージ型 導入支援	(3)導入支援と 一体的に行う 業務改善支援
	介護テクノロジー	(うち 介護ソフト)		
補助率	3/4		3/4	3/4
補助内容・ 上限額	「重点分野に該当する介護 テクノロジー」の考え方 ○移乗支援・入浴支援 100万円 ○上記以外 30万円 (いずれも×導入台数)	○事業所の職員数 1～10人 100万円 11～20人 150万円 21～30人 200万円 31人～ 250万円	1,000万円 ※導入に伴う通信環境 整備も対象	45万円
要件等	・ 原則、「TAIS」選定機器 ・ 同一目的の機器導入の 場合、1機種に限る	・ 同左 ・ 記録、情報共有、請求業務 等を一気貫通で行うことが 可能であること	・ (1)「介護業務支援」 に該当するものと連動 することで効果が高まる テクノロジーの導入	・ 相談窓口等による業 務改善支援 ・ 生産性向上の取組 に関する研修・相談



(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援

- ・介護テクノロジーを導入する場合は、次のいずれかに掲げる支援を受けることを要件とし、対象費用について補助を行う。

ア コンサルティング会社等による業務改善支援

イ 介護生産性向上総合相談センター等による業務改善支援

<要件>

介護生産性向上総合相談窓口が実施する生産性向上セミナーを2回受講すること
又は、県が同等と認める別団体が実施する業務改善支援又はセミナーを受講すること

<補助率>

補助対象事業費総額の3/4 又は 45万円のうち少ない方の額

※県又は国が実施する研修に参加する場合は、原則、補助対象外(無償のため)



(3)導入支援と一体的に行う業務改善支援

<要件について>

○県セミナーの2回の受講が出来ない場合

- ・ワークショップ形式の場合を除き、アーカイブを期間限定で公開予定
⇒ 後日、専用「問合せフォーム」又は県のホームページを参照
- ・国が実施するセミナーを受講すること
⇒ 県のホームページに国のセミナー情報を公開いたします。

◎次回(第2回)の県セミナーは7/16(水)または7/18(金)に開催予定です。
同内容のセミナーのためいずれか1日に御参加ください。



1. 補助事業の概要 — 補助要件

県の要綱改正後、
県ホームページ等へ掲載



- 本事業による導入・活用により、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
- 補助を受けた事業所は、「LIFE」による情報収集に協力すること。
- 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。
- 介護テクノロジー等の導入に関して厚生労働省等が実施する効果検証事業、又は他事業者からの照会に可能な限り応じること。
- 厚生労働省が発行する資料を参考に業務改善に取り組み、**業務改善計画**を作成するとともに、定期的な導入効果報告を行うこと。

協議の際に提出
いただく予定です。



1. 補助事業の概要 ー業務改善計画(R6～)

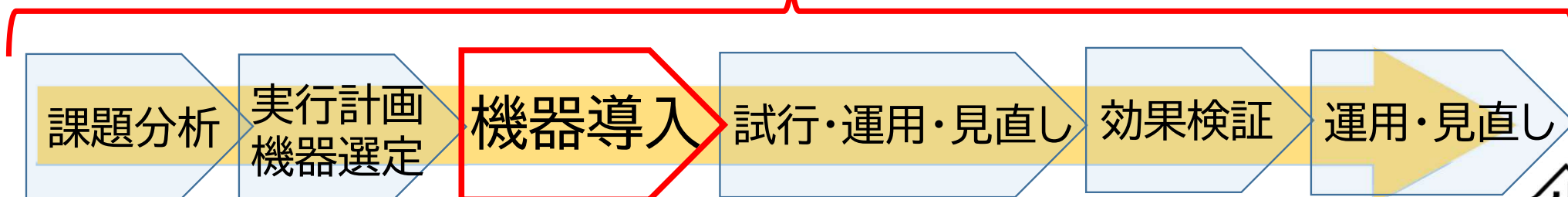
厚生労働省が発行する資料等に基づき、業務改善に取り組み、業務改善計画書を作成すること。

厚生労働省が発行する資料

- 介護サービス事業所における生産性向上に資するガイドライン
- 介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引
- 介護ソフトを選定・導入する際のポイント集
- 介護ロボットのパッケージ導入モデル
- 介護現場で活用されるテクノロジー便覧

業務改善計画

本計画の策定・取組の実施にあたっては、センターに相談をすること



1. 補助事業の概要 ー 補助要件

県の要綱改正後、
県ホームページ等へ掲載



R7変更 補助金申請に先立ち、コンサルティング会社又は介護生産性向上総合センター等の支援又は研修を受けること

※R6:第三者による業務改善支援からの変更

R7追加 一部サービスにおいて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための**委員会を設置**することを補助要件に設定

※短期入所生活介護等の介護保険の施設系サービスが該当

※委員会の名称については問わない

R7追加 **令和7年度中**のケアプランデータ連携システムの**利用開始**を補助要件に設定

※訪問介護等のケアプランデータ連携システムの対象事業所が該当



2. Q & A



Q & A

Q. 過去に介護テクノロジー（介護ロボット・ICTを含む）を導入した施設において、今回の補助金を活用して機器等の導入をすることは可能ですか。

A. 可能です。

今年度から、1計画1回、又は、1事業所1回の要件が撤廃されたため、既に機器等の導入実績のある施設等に新たに導入する場合にも本補助金を活用することができます。

また、過去に導入した機器を更新することもできますが、補助金を活用して導入した介護ロボット等を更新する場合は、使用年数によっては、補助金返還（「財産処分」と言います。）となる場合がありますので、ご注意ください。

更に、予算が超過した場合は、新たに導入する施設を優先的に採択しますので、補助金を受けられない場合があります。

Q & A

Q. (1)介護テクノロジー等導入支援について複数の重点項目の機器等を申請することは可能ですか。

A. 2項目まで申請を可能とします。

この場合、項目ごとに計画を作成する必要がありますので、ご注意ください。

また、この場合に限らず、1つの項目で複数の機器等を申請することはできませんので、ご注意ください。

予算が超過した場合は、より多くの施設への導入を優先する観点から、複数の申請のうち、1つの項目に限って補助金の交付決定を行う場合がありますので、併せてご注意ください。

Q & A

Q. (1)介護テクノロジー等導入支援で機器の導入台数の上限は設けているか。

A. 特に設けておりませんが、例えば、特養等施設系事業所において、床数を超えるような機器を導入することは認めません。

また、導入台数が施設規模と比して過剰と判断される場合も、交付決定に際して、導入台数を削って認める場合もあります。

Q & A

Q. (1)介護テクノロジー等導入支援と(2)パッケージ型導入支援を同時に申請することは可能か。

A. 可能です。

ただし、パッケージ型導入支援の要件でもある、「テクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合」が前提となりますので、(1)(2)がそれぞれ、全く別の目的を達成するための機器の場合は認められません。

Q & A

Q. (2)パッケージ型導入支援を申請する場合、「介護業務支援」に該当するテクノロジーは必ずTAISに登録されているものでないとならないか。

A. TAISに登録されている機器であれば対象となりますが、登録されていない機器であっても、＜介護ソフトの要件＞(P.16参照)を満たしていれば、パッケージ型導入支援の対象として取り扱うこととします。

※6/23時点で、TAISの「介護業務支援」に登録されている機器が11品目しか無く、TAISに限定してしまうと過去のパッケージ型導入支援との均衡を欠くため、幅広に認めるものです。

Q & A

Q. 昨年度に行った要望調査に回答していないが、協議・申請を行うことは可能か。
(5/12説明会での質問)

A. 要望調査への回答の有無にかかわらず、申請可能です。

ただし、予算の範囲内において実施するものであるため、予算を超過した場合の交付決定順に影響が生じる場合がありますので、あらかじめご留意ください。



Q & A

Q. 予算が余った場合は、2次募集等を行う可能性はあるか。(5/12説明会での質問)

A. 1次協議において、協議終了後、予算を消化しきっていない場合は、2次募集を行う可能性はあります。

予算残額にもよりますが、2次募集を行う場合は、改めて要望調査を行うことはせずに、2次協議という形で県ホームページ上で周知を予定しております。

※令和6年度は、1次募集で予算を消化しきらなかったため、2次募集(2次協議)を行っております。

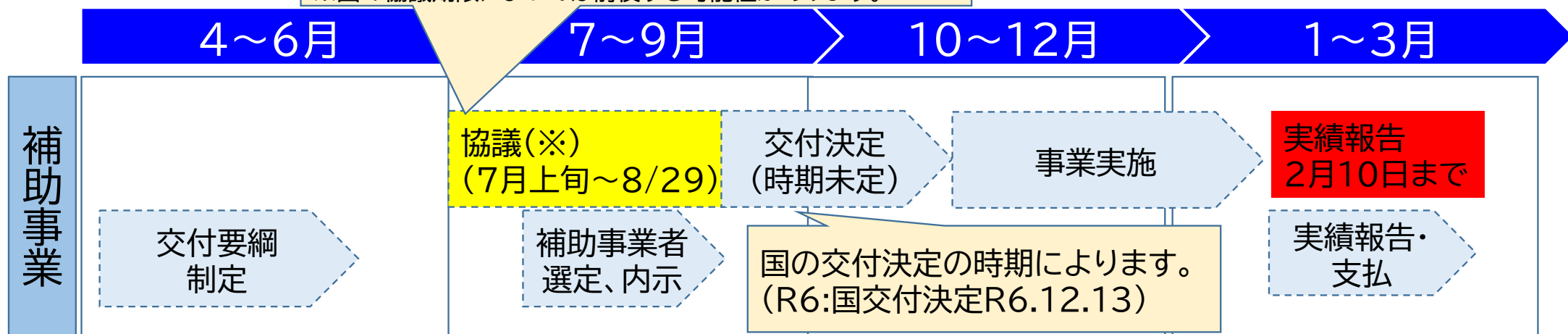
3. 補助事業のスケジュール



3. 補助事業のスケジュール

- **7月**から協議依頼を行います。(国の交付申請等により前後する場合があります)
 ※使用するメニュー、導入機器、所要額を回答してください。
 ※事業計画書、見積書について準備をお願いします。(様式は県HPへアップします)
- **令和8年2月10日**までに事業を完了(支払いを完了し、県へ実績報告書を提出する)する必要があります。

この時点で事業計画書を提出。
 要望調査を提出した事業所を優先します。
 ※国の協議期限によっては前後する可能性があります。



補助金のスケジュールは過去の実績を掲載(R7については今後、県HPに掲載します)

(公財)テクノエイド協会(TAIS)



※ホームページ



クリック後、「福祉用具を探す(※)介護テクノロジーを含む」→「介護テクノロジーのカテゴリから探す」で確認

※6/23時点で2/10審査終了分までが掲載

○TAISへの登録(製品選定)について

- ・直近ではR7.3月に審査を実施
→ 近々にHP上でも反映予定
- ・次回は6月中の審査(7月HP反映)を予定
(既に申し込みは終了)
- ・次々回は9月予定、申込期限については協会に要確認

⇒ 県の補助金スケジュールによっては、9月登録が令和7年度の交付決定の審査に間に合う最後の登録となる可能性(予算の執行残等が生じれば、2次協議の可能性も)

⇒ TAISへの登録が間に合わない場合は、県において可否を個別審査します。



お問い合わせ・ホームページについて



○お問い合わせ

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
介護福祉総合支援センター(介護支援センター)

〒400-0005甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1階

TEL 055-254-8680

FAX 055-254-8690

開館時間 祝日、年末年始を除く月～金
午前9時～午後5時

専用「問合せフォーム」



<https://forms.gle/BktsB82R12JxzNH19>

・以上の二次元コード 又は URLより
お問い合わせください。

○ホームページ

山梨県 福祉保健部 健康長寿推進課

(お知らせ 又は「テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業」について)

<https://www.pref.yamanashi.jp/chouju/index.html>

